

神戸学院法学

第13巻 第1号

論
説

人体実験に対する西ドイツのコントロール体制

石原

明(一)

係争物の譲渡と特定承継人の地位(二)

——比較法的研究(一)・フランス法——

堤

龍彌(三)

資
料

リビアン・アメリカン石油会社事件

——リビア国有化事件仲裁判断——

川岸繁雄(七)

1982年6月

神戸学院大学法学会